

第6期第1回 豊島区子ども・子育て会議 次第

令和6年5月17日(金)
午後6時30分～
本庁舎5階 509・510会議室

- 1 開 会
- 2 区長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 正副会長選出
- 5 子ども・子育て会議への諮問
- 6 議 事
 - (1) 子ども・子育て会議の運営について
 - (2) 専門委員会の設置について
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画改定スケジュール
 - (4) 子育て支援ニーズ調査について
- 7 閉会

【資 料】

- 資料1 豊島区子ども・子育て会議委員名簿（第6期）
- 資料2 豊島区子ども・子育て会議条例・施行規則
- 資料3 第6期 豊島区子ども・子育て会議の運営について
- 資料4 専門委員会の設置について
- 資料5 「豊島区子ども・若者総合計画」の改定について
- 資料6 スケジュール
- 資料7 保護者へのアンケート結果について前回との比較
- (冊子) 豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査
- (冊子) 豊島区子ども・若者総合計画（会場にて配布）

資料1-1	令和6年5月17日
	第1回子ども・子育て会議

豊島区子ども・子育て会議委員名簿（第6期）

選出区分	氏 名	所属	備考
学識経験者	島田 由紀子	大学関係等（國學院大學教授）	再任
	五十嵐 元子	大学関係等（白梅学園大学准教授）	再任
	廣 井 雄 一	大学関係等（國學院大學准教授）	新任
子育て事業者 及び従事者	高 橋 朗 子	私立幼稚園連合会（学習院幼稚園園長）	再任
	齋 藤 玲 子	私立保育園園長会（みのり保育園園長）	新任
	山 口 雅 代	私立保育園園長会 （雑司が谷すきっぷ保育園園長）	新任
	渡 辺 智 子	子育て事業従事者 （ドリームキッズすがも保育園園長）	新任
子育て事業利用者	吉 村 英 里	公募委員	新任
	奈 良 恭 子	公募委員	新任
	木村 望友紀	公募委員	新任
区立小学校校長	田 中 明	小学校校長会（高南小学校校長）	再任
小学校PTA連合会	戸井田 周一	小学校PTA連合会	再任

期間 ： 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

区関係理事者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	子ども家庭部長	活 田 啓 文	
2	教育委員会事務局教育部長	兒 玉 辰 哉	
3	子ども家庭部子ども若者課長	小 椋 瑞 穂	
4	子ども家庭部子育て支援課長	安 達 絵美子	
5	子ども家庭部子ども家庭支援センター長	山 本 り か	
6	子ども家庭部保育課	渡 邊 明日香	
7	子ども家庭部保育政策担当課長	長 澤 義 彦	
8	子ども家庭部保育支援担当課長	樋 口 友 久	
9	健康部健康推進課長	坂 本 利 美	
10	教育委員会事務局教育施策推進担当課長	後 閑 啓 太	
11	教育委員会事務局放課後対策課長	村 山 康 介	

資料2	令和6年5月17日
	第1回子ども・子育て会議

○豊島区子ども・子育て会議条例

平成25年 7 月 8 日

条例第29号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(令 5 条例10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、区長の諮問に応じ、法第72条第 1 項各号に規定する事務を処理するものとする。

(令 5 条例10・一部改正)

(組織)

第 3 条 子育て会議は、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 7 条 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第 8 条 専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月22日条例第10号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

○豊島区子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年7月23日
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子ども・子育て会議条例（平成25年豊島区条例第29号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、豊島区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条 条例第8条第2項に規定する専門委員は、3人以内とする。

(意見聴取等)

第3条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

○子ども・子育て支援法（抜粋）

平成24年8月22日
法律第65号

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

資料3	令和6年5月17日
	第1回子ども・子育て会議

第6期 豊島区子ども・子育て会議の運営について

1. 子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、条例で区長の附属機関として設置され、子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関する事項や施策の実施状況について意見を述べたり、調査審議する機関

2. 審議事項（条例第2条）

- （1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- （2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- （3）子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べること
- （4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること

3. 委員数（条例第3条）

12人

4. 任期（条例第4条）

2年間（第6期は、令和6年4月1日～令和8年3月31日まで）

5. 専門委員（条例第8条）

専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。
専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

6. 子ども・子育て支援事業計画の改定について

現在の豊島区子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）を改定し、令和7年度～令和11年度を期間とする計画に改定する。

7. スケジュール（予定）

会議は年3回～4回程度開催する。専門委員会は必要に応じて開催する。

年度	回	開催時期	主な議題（案）
6年度	第1回	5月17日(金) 18時30分～	・豊島区の現状について ・計画の改定スケジュールについて
	第2回	9月3日(火) 10時～	・子ども・子育て支援事業計画実績報告 ・教育・保育量の見込みと確保方策について ・地域子ども子育て支援事業の量の見込みについて
	第3回	10月28日(月) 10時～	・子ども・子育て支援事業計画の素案について
	第4回	3月頃	・子ども・子育て支援事業計画の改定案について（最終報告）
7年度	年2回		・計画の進捗状況について

資料4	令和6年5月17日
	第1回子ども・子育て会議

令和6年5月17日
保育政策担当課

今後の区立保育園のあり方に関する検討について

1 今後の区立保育園のあり方に関する検討

- 0～5歳人口の減少や保育施設の定員割れ、在宅子育て家庭の支援など、保育を取り巻く環境は大きく変化
- こうした中、区では、昨年度庁内検討組織を設置し、保育の状況や課題、今後の検討の方向性を検討
- そこで、まず、少子社会における区立保育園の役割を明確化することとし、今後の区立保育園のあり方の検討を深めていくため、専門的な知見に基づく意見等を伺う

2 子ども・子育て会議への専門委員会の設置

- 今後の区立保育園のあり方は、①保育施設の利用定員に直結すること、②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項にあたることから、子ども・子育て会議において検討いただく
- 検討にあたっては、豊島区子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、専門委員会を設置

3 専門委員会の検討事項

- 専門委員会は、以下の事項を専門的見地から審議するものとし、提言策定までの時限設置とする
 - (1) 今後の区立保育園に求められる役割
 - (2) 今後の区立保育士の役割、人材育成
 - (3) その他区立保育園のあり方に関する事項
- 専門委員会では、令和6年度に5回程度検討し、検討結果は子ども・子育て会議からの提言として報告いただく
- 専門委員会でのご意見は、基本計画（素案）、子ども・若者総合計画及び子ども・子育て支援事業計画に反映

4 専門委員会の委員構成

- 豊島区子ども・子育て会議条例施行規則第2条により、専門委員会の構成委員は、3人以内と規定
- 豊島区子ども・子育て会議条例施行規則第3条には、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるとの規定があり、専門的な視点で意見を伺うことを目的として、外部有識者を3人入れる

○専門委員会構成（案）

専門委員	学識経験者並びに子育て事業者及び従事者から３人以内
外部有識者	保育に対する知見を有するものや豊島区の保育の状況に関し知見を有するものから３人以内

５ 検討スケジュール

令和６年	６月	専門委員会（第１回）開催
	７月	専門委員会（第２回）開催
	８月	専門委員会（第３回）開催
		中間取りまとめ ⇒ 基本計画（素案）へ反映
	１０～１２月	専門委員会（第４，５回）開催
令和７年	３月	子ども・子育て会議での提言（答申）

「豊島区子ども・若者総合計画」の改定について

1、豊島区子ども・若者総合計画の位置づけ・他の計画との関連

○令和2年4月「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」を基本理念として、「豊島区子どもプラン」を継承しつつ、「子どもの権利推進計画」「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付けた計画として策定。

○「豊島区基本計画」の子ども若者福祉分野の計画として位置づけられている。

○社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども分野の計画としても位置付けられている。

○こども基本法(令和4年法律第77号)の第10条において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。今回の改定はこれを踏まえて行う。

2、計画の対象

原則として0歳から30歳（一部の施策では概ね39歳）までの子ども、若者及び子育て家庭

3、計画期間

- ・現在の計画 令和2年度～令和6年度までの5年間
- ・改定後の次期計画（予定） 令和7年度～令和11年度までの5年間

4、計画改定の主な予定

○令和5年度（済）

区民ニーズ調査、ヒアリング調査、調査結果の分析

※就学前児童保護者と小学生保護者の調査結果を、「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な幼児教育・保育等の利用状況と利用意向について、子ども・子育て支援事業計画で反映させていく。

○令和6年度

計画案の検討、計画事業の庁内調査、計画案の作成、パブリックコメントの実施、計画書の印刷

5、計画案の策定を検討する会議体

検討組織	検討事項
青少年問題協議会	○豊島区子ども若者総合計画全体の検討
子どもの権利委員会	○子どもの権利推進に関する計画の検討
子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画に関する検討

6、改定の全体スケジュール

別紙 子ども若者総合計画改定スケジュール参照

子ども・若者総合計画改定スケジュール

資料6 令和6年5月17日
第1回子ども・子育て会議

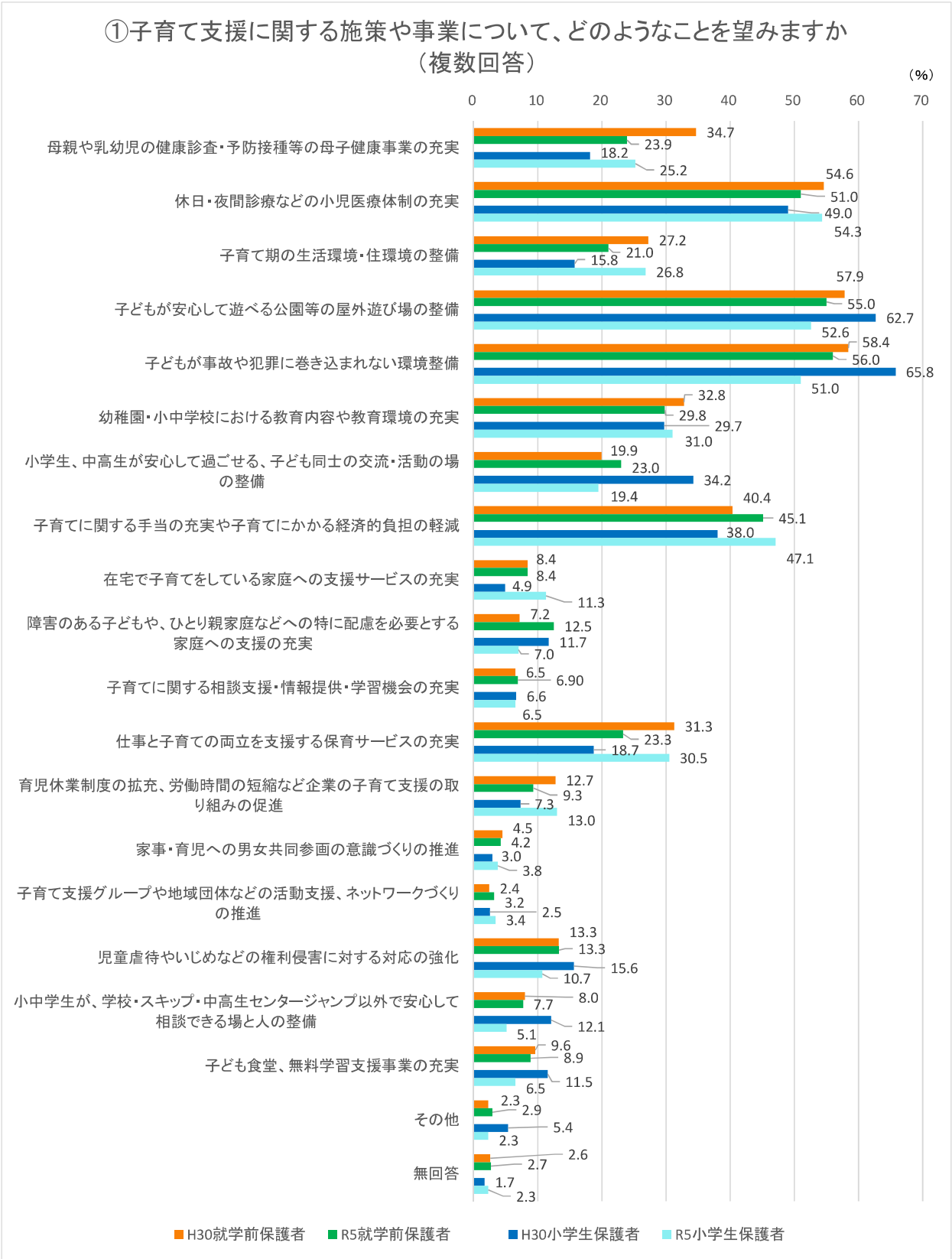
【令和6年3月～令和7年3月】

	月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画案改定全体予定				計画の骨子案の作成・検討	計画の体系案の検討		掲載予定事業調査		掲載予定の重点事業決定		小・中学生意見聴取 若者意見聴取 パブリックコメント	子ども用概要版作成		子ども・若者総合計画の印刷
審議会の開催予定	青少年問題協議会定例会(全体会)	5年度第3回 ◆アンケート調査		6年度第1回 ◆骨子案の検討				6年度第2回 ◆素案の検討		6年度第3回 ◆素案の確定				答申
	青少年問題協議会専門委員会	5年度第5回 ◆実施状況報告		6年度第1回 ◆骨子案の検討	6年度第2回 ◆体系案の検討		6年度第3回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討		6年度第4回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討			6年度第5回 ◆5年度実施状況報告書の確認 ◆答申案の検討	6年度第6回 ◆答申案の確認	
	子どもの権利委員会	5年度第4回 ◆答申		6年度第1回(諮問) ◆子どもの権利推進計画の改定について	6年度第2回 ◆体系案の検討	6年度第3回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討	6年度第4回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討	6年度第5回 ◆5年度実施状況の検証						
	子ども・子育て会議	5年度第2回 ◆実施状況と今		6年度第1回 5/17(諮問) ◆子ども子育て支援事業計画の改定			6年度第2回 9/3 ◆子ども子育て支援事業計画の検討	6年度第3回 10/28 ◆素案の検討						
	子ども・子育て会議専門委員会			事前検討会 ◆区の保育園の現状について	第1回	第2回	第3回 中間とりまとめ		第4回、第5回					
関係する計画の改定予定	基本構想・基本計画	○基本構想(体系案)		○基本構想(素案) ○基本計画(骨子)		○基本計画(施策案を4回に分けて検討)			○基本計画(計画の施策について)	○基本計画(素案)	○基本構想(計画案)	パブリックコメント	○基本構想・基本計画(答申)	
	教育大綱・教育ビジョン		第5回検討委員会		第6回検討委員会 ○アンケート結果、教育大綱素案の反映検	教育大綱 パブリックコメント			第7回検討委員会 ○大綱・子どもの意見反映の素案策定		第8回検討委員会 ○教育ビジョン素案策定	教育ビジョン パブリックコメント		第9回検討委員会 ○教育ビジョン(答
議会	議 会									第4回定例会・パブコメの実施				

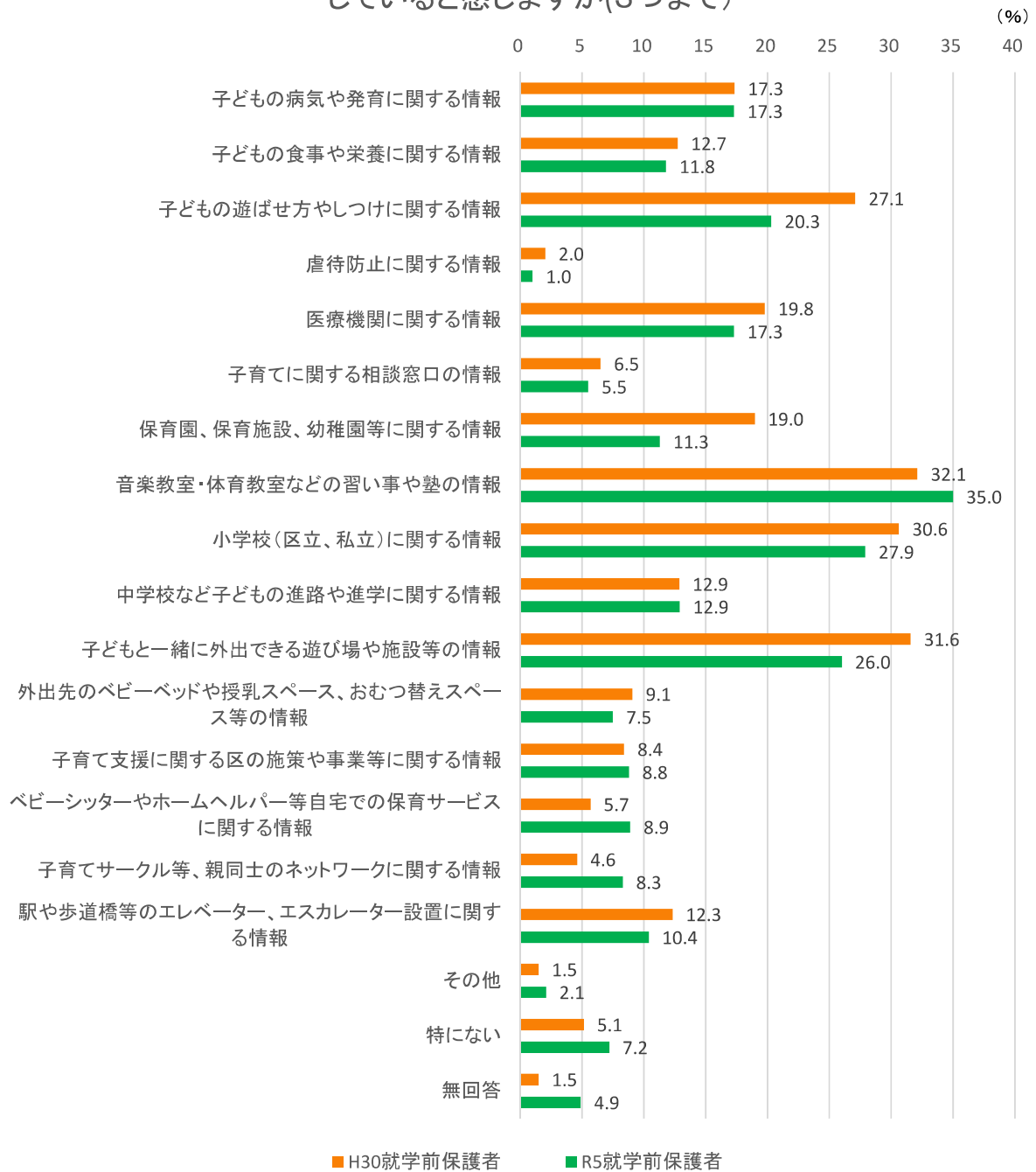
《区民調査スケジュールの凡例》

	: 区が実施するところ		: 区民調査
	: 委員に検討いただくところ		: 区民からの意見募集

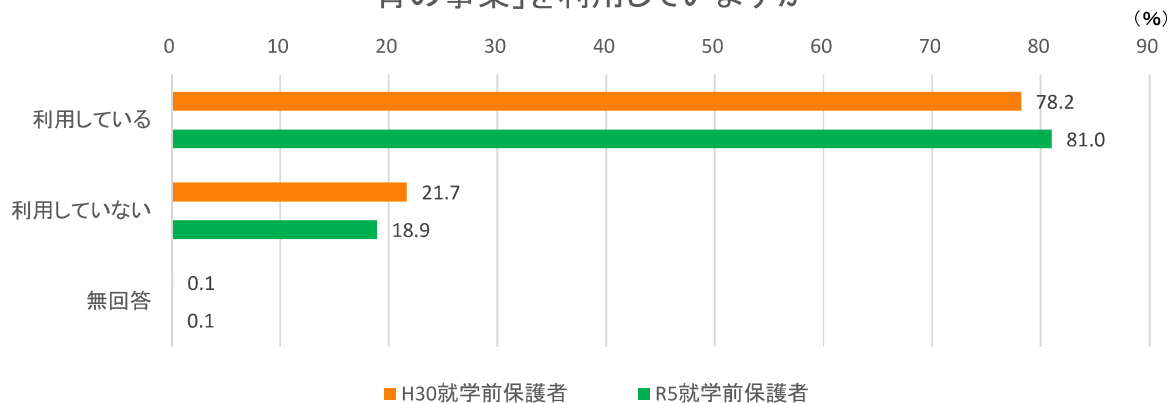
保護者へのアンケート結果について前回との比較



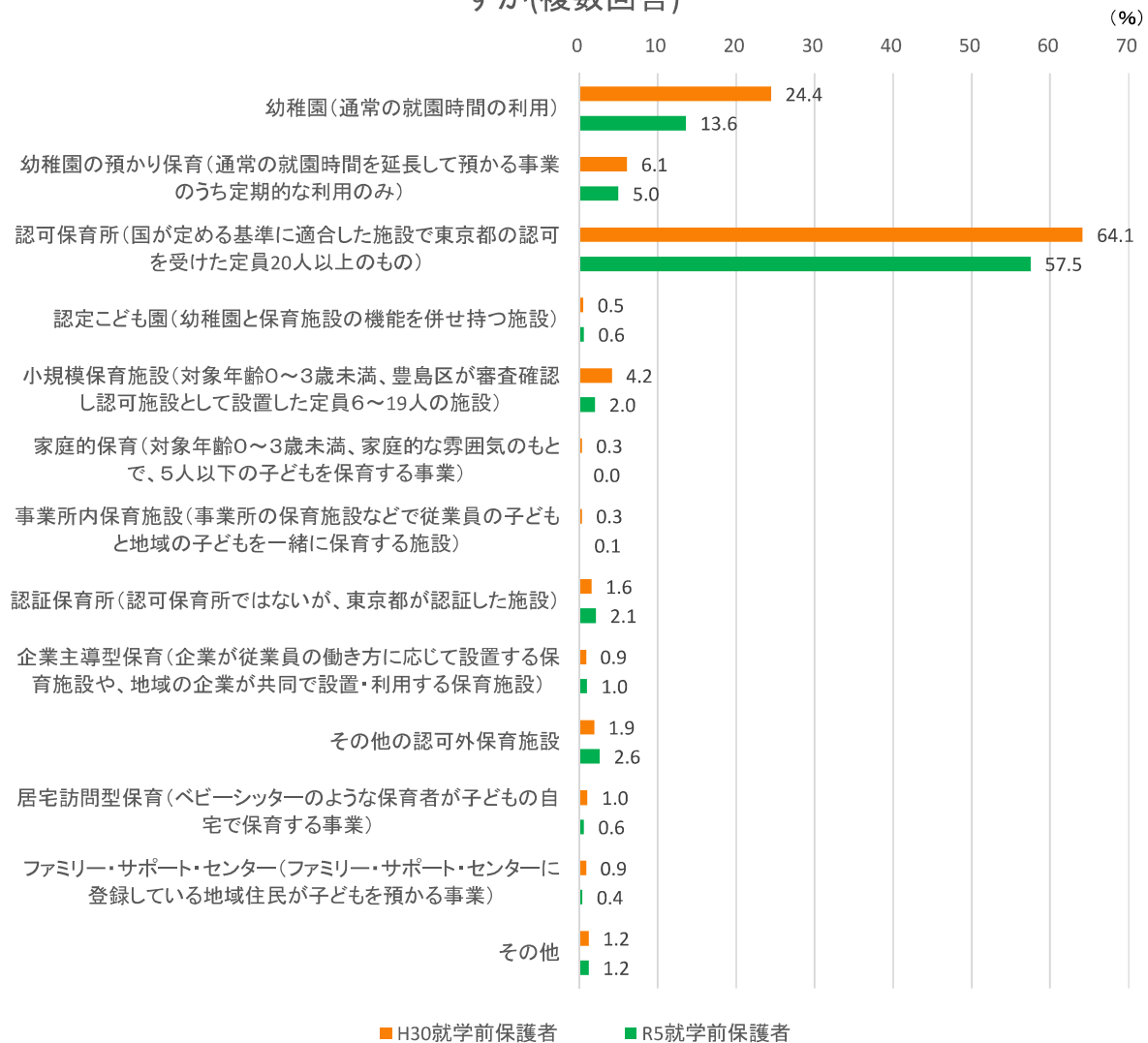
②現在、子育てに関してどのような情報が欲しい、あるいは不足
 していると感じますか(3つまで)



③ ★お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか

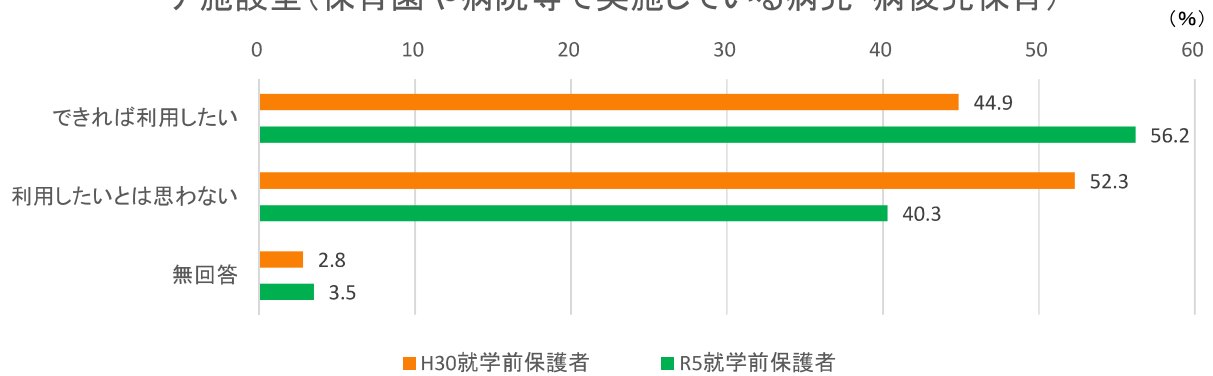


③ー1 ★の設問で「1. 利用している」を選んだ方]お子さんは、平日の定期的な教育・保育事業としてどのようなものを利用していますか(複数回答)



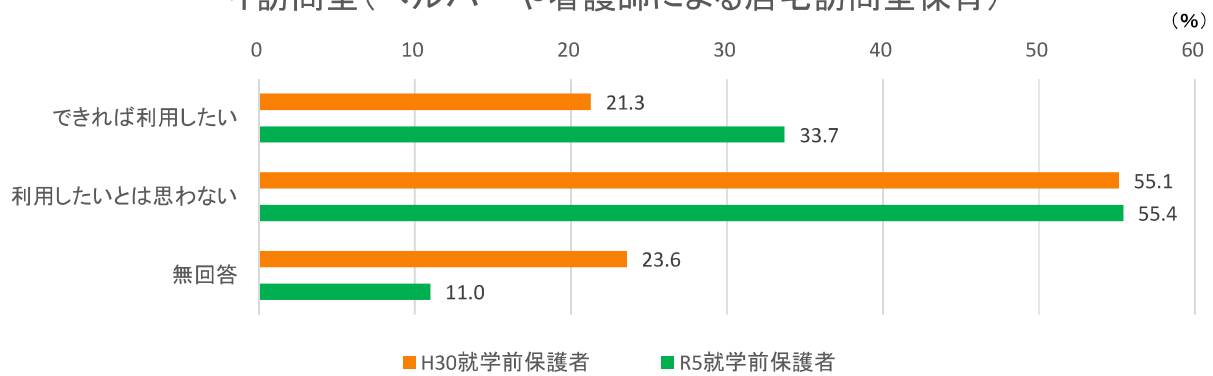
④「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」
と思われましたか

ア施設型（保育園や病院等で実施している病児・病後児保育）

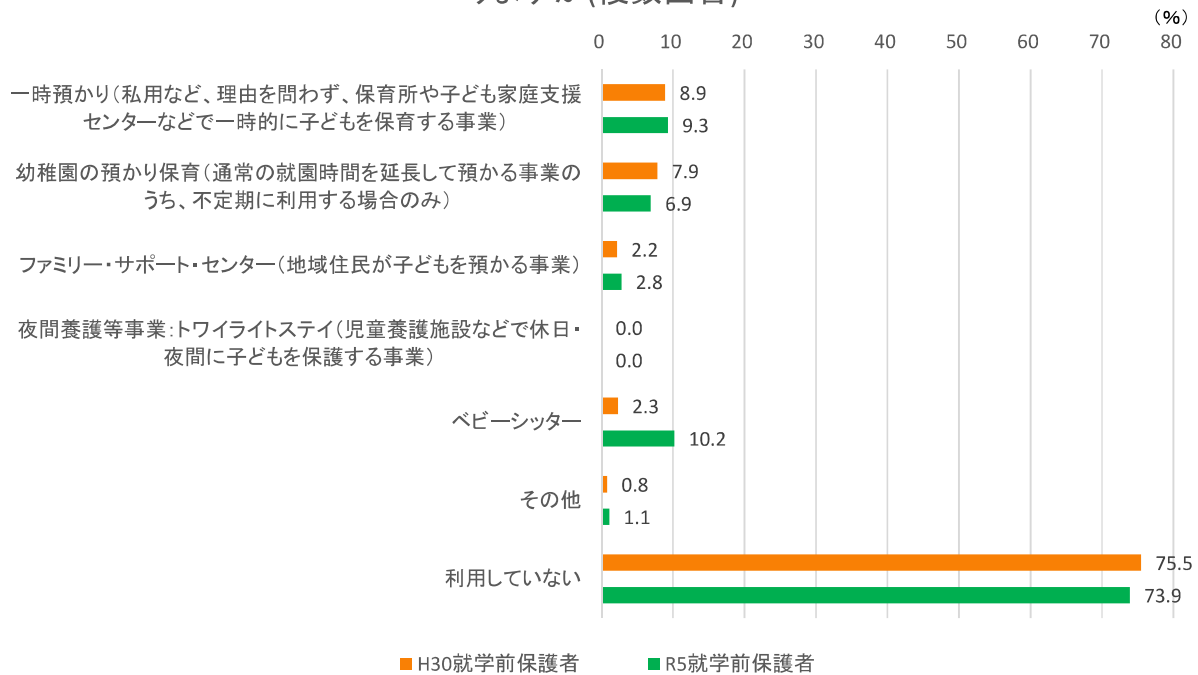


⑤「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」
と思われましたか

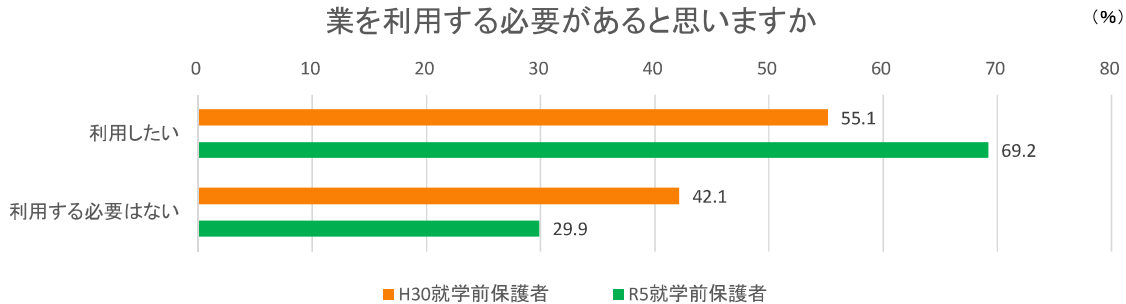
イ訪問型（ヘルパーや看護師による居宅訪問型保育）



⑥日中の定期的な保育や病気のため以外に、親の通院、不規則の就労や私用、リフレッシュ等の目的で不定期に利用している事業はありますか(複数回答)



⑦お子さんについて、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか



⑦ー1 お子さんについて、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか (⑦のうち、利用を希望する目的について、複数回答)

